

さが福祉サービス評価調査者養成研修開催要項

1 趣 旨

平成18年4月から開始したさが福祉サービス評価等制度の評価調査者となる予定の者を対象として、評価業務実施に必要な知識や手法等を習得させることを目的とする。

2 主 催

佐賀県

3 日 程

令和2年8月18日(火)、8月19日(水)、8月27日(木)、
8月28日(金)、9月1日(火)
8月28日(金)のみ施設実習となります。

4 会 場

1日目(8/18) ...佐賀県庁新館 11階 2号会議室(10:00 ~ 15:40)

2日目(8/19) ...佐賀県庁新館 11階 5号会議室(9:00 ~ 16:10)

3日目(8/27) ...佐賀県庁新館 11階 5号会議室(10:00 ~ 17:00)

4日目(8/28) ...実習施設 (10:00 ~ 16:00)

5日目(9/1) ...佐賀県庁新館 11階 2号会議室(9:00 ~ 15:00)

【上記時間はあくまで予定時間となっております。ご了承ください。】

4日目(8/28)は日新こども園での施設実習となります。

施設所在地：佐賀市長瀬町2番18号

5 研修プログラム

別紙参照

6 対象者

評価調査者の要件のいずれかに該当する方を対象とします。

なお、評価調査者の要件は以下のとおりです。

(1)組織運営管理業務を5年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者で次に掲げるもの。

ア 概ね10人以上の組織を管理・統括する業務に5年以上携わった経験を有する者

イ 弁護士、公認会計士、税理士等組織運営管理に関し専門的な資格を有する者として当該業務に5年以上携わった経験を有する者

ウ 経営相談、経営指導等に5年以上携わった経験を有する者

(2) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を5年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者で次に掲げるもの。

ア 社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士又は精神保健福祉士として当該業務に5年以上携わった経験を有する者

イ 医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士又は作業療法士として当該業務に5年以上携わった経験を有する者

ウ 大学、短期大学、専門学校等で社会福祉、医療又は保健に関する教育、研究を行う者で当該業務に5年以上携わった経験を有する者

エ 福祉分野の行政職員、社会福祉協議会その他福祉団体等の常勤職員として5年以上福祉サービスに関する指導、研修、助言に関する業務に携わった経験を有する者

7 受講料

無料（ただし、交通費及び研修期間中の昼食代等は別途御負担いただきます。）

8 実習について

第4日目（8月28日（金））に実施する施設実習では、協力施設において、訪問調査の実習を行います。

実習当日は、協力施設に現地集合し、実習終了後に現地解散となる予定です。なお、実習に係る交通費等諸経費は各自御負担いただきます。

9 要件審査及び受講承認

受講対象者について、評価調査者として必要な資格や経験の内容を審査し受講の承認・不承認を通知します。

10 研修の修了について

本研修の全課程を修了した者に、県の発行する修了証書を交付します。

11 申込み方法

参加御希望の方は、別紙申込書に必要事項を記入の上、令和2年7月17日（金）までに、郵送又は持参によりお申込みください。

12 問い合わせ及び申込み先

〒840 - 8570

佐賀市城内1 - 1 - 59

佐賀県健康福祉部福祉課

地域福祉担当（担当：川原）

TEL 0952 - 25 - 7053

FAX 0952 - 25 - 7264

1.3 個人情報の取扱いについて

本研修の申込者、受講者、修了者に係る個人情報は、佐賀県個人情報の取扱い方針に基づき、適切に取り扱うこととしており、他の目的で使用することはありません。佐賀県個人情報の取扱い方針に関し、詳しいことは、「佐賀県個人情報保護基本方針」(プライバシーポリシー)
<http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacy/privacypolicy.html> を御覧ください。

1.4 その他

(1) 研修科目の免除について

受講者は本研修のカリキュラムのすべてを受講するものとしませんが、さが福祉サービス評価調査者養成研修等実施要領第6条第4号の規定により、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者養成研修及び評価調査者指導者研修、又は他の都道府県が実施する評価調査者養成研修を修了した者については、その内容に応じ、県が行う養成研修の全部又は一部を免除します。

該当する方は、研修修了証と研修の開催要項等(研修プログラムの分かるもの)の写しを申込書と一緒に提出してください。内容を審査し、研修の全部又は一部の免除について後日通知いたします。

(2) 養成研修修了者の継続研修受講について

評価調査者養成研修を修了した者が評価調査者としての資格を保持するためには、評価調査者継続研修を3年に1度受講していただく必要があります。

(3) 評価機関への所属について

養成研修を修了された方が、評価調査者として評価を行うためには県が認証した評価等機関に所属していただく必要があります。